

社会福祉法人大宜味村社会福祉協議会

## 役員等の報酬に関する規程

## 役員等の報酬に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大宜味村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の理事・監事及び評議員並びに各種委員会委員・講師（以下「役員等」という。）の報酬等に関する事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程で役員とは、本会定款第18条第1項に規定する理事、監事をいう。  
2 この規程で評議員とは、本会定款第6条に規定する評議員をいう。  
3 この規程で各種委員会委員とは、本会定款第34条第2項に規定する委員をいう。

### (報酬等の額)

第3条 役員等の報酬等の額は、次のとおりとする。  
2 常勤及び非常勤役員の報酬は、別表1に定める額とする。  
3 理事に対する報酬等の額は、別表2に定める額とする。  
4 評議員に対する報酬等の額は、別表3に定める額とする。  
5 各種委員会委員に対する報酬等の額は、別表4に定める額とする。  
6 監事に対する報酬等の額は、別表5に定める額とする。  
7 本会が主催する講習会、研修会等の講師に対する謝礼金は、その都度会長が諸般の事情を考慮して決める。

### (報酬等の支給方法)

第4条 会長及び副会長に対する報酬等の支給時期は、毎月10日とする。但し、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その前日までに支給する。  
2 理事、評議員、各種委員会委員が会議等に出席した場合は、当該会議に出席した都度支給する。  
3 監事が監査を行った場合は、当該監査の都度支給する。  
4 講師への謝礼金は、講習会、研修会等開催の都度支給する。

### (報酬等の日割り計算)

第5条 会長に就任した者には、その日から報酬を支給する。  
2 会長及び副会長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。  
月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数

から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

- 3 本条第2項の規定にかかわらず、会長及び副会長が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合の費用弁償の額は、本会旅費規程を適用し、支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって、旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理する。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

この規程は平成元年4月1日から施行する。

この規程は平成10年3月27日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

この規程は平成20年6月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

この規程は平成21年3月28日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

この規程は平成29年6月21日から施行し、同日から適用する。

この規程は平成29年11月7日から施行し、平成29年6月21日から適用する。

別表1（常勤及び非常勤役員の報酬）

会 長（常勤）	月額	50,000円
副会長（非常勤）	月額	5,000円

別表2（理事の報酬）

理事会等会議への出席	日額	3,000円
その他法人業務のための出勤	日額	3,000円

別表3（評議員の報酬）

評議員会等会議への出席	日額	3,000円
その他法人業務のための出勤	日額	3,000円

別表4（各種委員会委員の報酬）

各種委員会等会議への出席	日額	3,000円
その他法人業務のための出勤	日額	3,000円

別表5（監事の報酬）

監事監査への出席	日額	5,000円
理事会等会議への出席	日額	3,000円
その他法人業務のための出勤	日額	3,000円